



人材斡旋仲介会社設立の注意点

1. 外国企業は不可（資本、株主数で3/4以上のタイマジョリティで有ることが必要）
2. 会社設立時、営業目的に「人材斡旋」を含めることができない
3. 会社設立後、労働省からの人材斡旋の営業認可申請（経営者面談、指紋登録）
タイ国内：10万 THB の銀行保証 登録料 5 千 THB（各 2 年毎）
タイ国外：500 万 THB の銀行保証 登録料 1 万 THB（各 2 年毎）
4. 労働省の認可後、会社名の変更と営業目的の追加を要す (MANPOWER, RECRUITMENT)
5. 税務登記 (VAT)
6. 資本金 100 万 THB 以上必要
7. 営業場所の制限あり (地図、写真要)
8. サイン権者 (要：タイ人)
9. 役員は同業他社の役員にはなれない
10. 同一会社でタイ国内とタイ国外の双方の営業は不可

《所要期間》

- 1～2 ヶ月